

1. 計画停電の運用

(1) 計画停電の時間帯

停電時間は2時間程度。1日複数回の停電をできる限り避けるよう努めることになっています。

計画停電の対象時間帯は、停電・送電の機器操作に30分程度の時間が必要となるため、『8時30分～21時』となります。

(2) 停電エリアの区分

停電時間が2時間程度のため停電エリアを6つのグループに分け、グループ毎に停電の時間帯が設定されています。

(3) 事前の公表計画停電のグループ(区域割り)及びスケジュールは

九州電力のホームページに公表されています。

○九州電力 http://www2.kyuden.co.jp/kt_search/

2 計画停電の流れ

※平成24年6月22日電力需要に関する検討会合 エネルギー・環境会議 資料から引用

需給ひっ迫警報発令から計画停電への流れ

前日18:00目途

■需給ひっ迫警報の発令(第一報)

- ・他社から電力融通を受けても、需給がひっ迫する電力会社の供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、政府から、当該電力会社の管内に対し、警報を発令。
- ・翌日行う可能性のある計画停電について電力会社から公表する。

※当日早朝や午前中に大型発電所の計画外停止が重なった場合等においては、急遽、警報を発令する場合があります。

当日9:00目途

■需給ひっ迫警報の発令(続報)

- ・当日9:00を目途に政府から発令。その後も需給状況の変化を踏まえて、必要に応じ、続報を発令。

※第1グループ(8:30～)から計画停電を実施する場合は、9:00の警報の発令は行わない場合がある。また、必要に応じ、9:00以前に続報を発令する場合があります。なお、需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には警報を解除する。

計画停電開始の
3～4時間前

■「緊急速報メール」発出

- ・引き続き、需給のひっ迫状況が解消されない場合、計画停電を開始する可能性がある時間の3～4時間前に、政府から「緊急速報メール」を発信し、電気の利用を極力控えることを要請。

※緊急速報メールは、早朝・深夜の時間帯等、需要抑制効果が見込めないと判断される場合には送信しない。

計画停電実施の
2時間程度前

■電力会社が計画停電の実施を発表

- ・引き続き、需給のひっ迫状況が解消されず、最大限の融通を受けても中西日本全体若しくは北海道電力管内において供給予備率が1%程度を下回る見通しとなった場合、計画停電を実施する可能性がある時間帯ごとに、その2時間程度前に、電力会社から計画停電の実施を発表。

※大型発電機の計画外停止が重なり短時間に需給がひっ迫した場合等においては、警報や緊急速報メールを発令することなく計画停電を実施する場合があります。

節電協力による停電回避

※北海道電力管内については、北本連系統等が計画外停止した場合等においても、更なる発電機等の計画外停止等が停電(計画停電や場合によっては不測の停電)につながる可能性があるため、その旨を速やかに周知する。万一、不測の停電が起きた場合にも、速やかに計画停電に移行する。



計画停電時の注意事項



計画停電が実施されることにより、庁舎等の施設機能が一部停止します。日頃は、なに不自由なく使用していて気付かない機能等もたくさんあります。

停電に備え、一度庁舎等の施設を確認して、事前の準備をお願い致します。

1 停電日には、外来の方にも周知を忘れずに

計画停電の実施日には、計画停電区域外から来られる外来者もおられます。玄関、エレベーター、トイレの前などに**停電時間等（施設・設備が利用できない時間）**を表示して注意喚起を行いましょう。

2 停電の前に実施する事項（日頃の身近な設備）

1 自動扉

停電によって自動開閉ができなくなります。停電時には「手動」での開閉になりますので、**施設利用形態に合わせ「常時開放」**するなどの**対応をご検討**ください。また、施錠時には、必ず自動扉のエンジン装置のスイッチがOFFの状態かの確認をお願いします。



停電時は、手動での開閉になります。施錠の有無の確認を！

2 エレベーター

停電によって閉じこめられる可能性があります。各階のエレベーター扉付近に停止時間を表示し、**計画停電予定時刻よりも前に確実に停止**してください。



3 パソコン・サーバーの停止

重要なデータはバックアップを行い、計画停電予定時刻より前に確実に停止させてください。なお、ノートパソコン等については、パソコンに内蔵された電源の容量に応じて停電後も使用できます。



パソコンは動いてもLAN回線は接続できない。内蔵電池の使用時間の確認を！

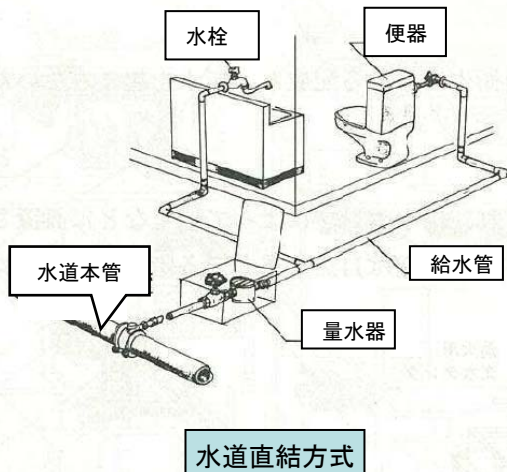
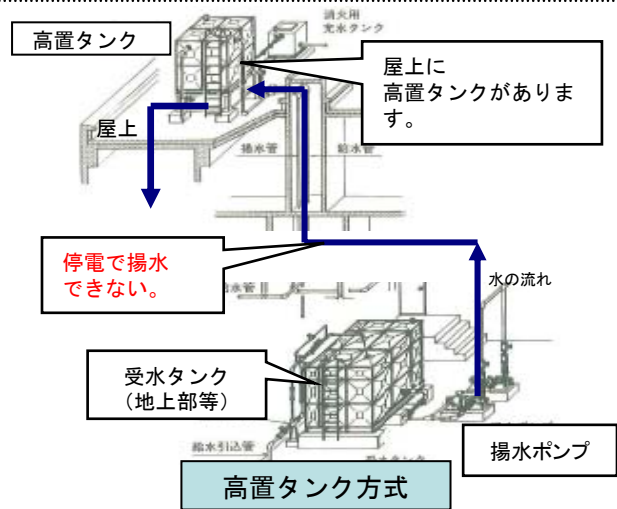
4 水が出ない場合があります。（給水方式の確認）

停電時には、一部の方式（水道直結方式）を除き断水します。（水道直結方式でも、各水道局の配水方法で、停電により断水する地域もあります。）

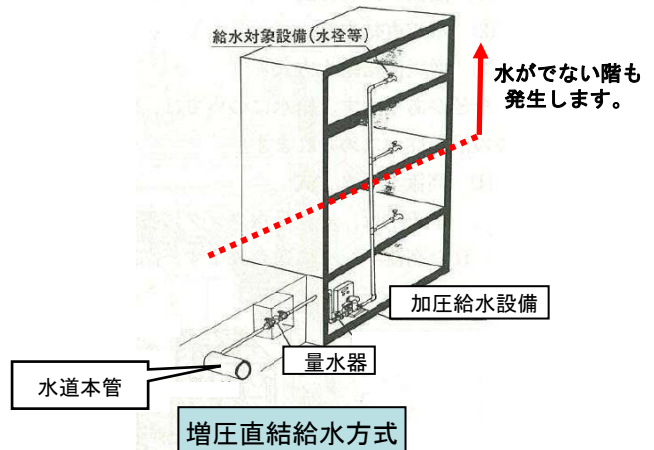
高置タンク方式の場合は、屋上のタンクの受水容量分までしか水は出ません。また、増圧直結給水方式は、上層階の増圧して送水する範囲は断水します。

○施設の給水方式の事前確認をお願いします。

○飲料水の準備と生活用水のくみ置きをお願いします。



※水道本管からの直圧により給水する方法。
（2階から3階建てが限度）



※給水管に加圧給水設備を設置し、水圧の不足分を増圧して、3階以上の上層階まで直結給水する方式

3 停電の前に実施する事項（安全・健康に関する設備）

1 換気扇、ガス警報機

換気扇、ガス警報機は停止しますので、ガス機器の使用は中止して、**ガスの元栓は閉めてください。**



2 防災設備

法的に30分から60分程度の確保とされています。計画停電中に防災設備の停止が想定されますので、所管の消防署と防災体制等の確保等に関する打ち合わせを行いましょ。



非常用照明器具

3 冷房の停止・扇風機の使用不可

熱源に、ガス、軽油、灯油等を使用しているも、停電により空調機やファンコイルが動かないため、また、個別空調機も含め**冷房が停止**します。扇風機も使用できません。

4 ICカードによる入退館ゲート等

停電時の動作等についていろいろな場合が想定されますので、施工業者又は製造業者等に**事前確認**をお願いします。

5 電気錠

停電によって**施錠又は解錠**されますので事前確認をお願いします。

6 防犯カメラ

作動しない場合がありますので、**事前確認**をお願いします。



7 照明の代用品

必要に応じて懐中電灯等を準備してください。



8 携帯ラジオなど

停電時はテレビを使用できませんので、ラジオ、携帯電話の準備・充電確認をお願いします。



4 復電後に実施すべき事項

エレベーター

エレベーターを再稼働させる場合には、異常のないことを確認してください。

非常用自家発電機

運転後は非常用自家発電機の潤滑油、燃料の残量を確認するとともに、必要に応じて補給をお願いします。

空調機器等

復電時に空調制御盤等に警報が出ていないか確認してください。

給水設備等

水道直結方式を除く給水設備では、復電時に制御盤等に警報が出ていないか確認してください。



空調自動制御盤



給水設備用制御盤

防犯設備等(ICゲート、電気錠、防犯カメラ等)

作動状況に問題ないかを確認してください。

5 非常用自家発電機の運転に関する注意事項

非常用自家発電機（以下「自家発電機」という。）を保有する施設であっても、計画停電中は自家発電機の発電電力によって業務を行うことは、次の問題点があることをあらかじめご理解下さい。

① 自家発電機はあくまで非常用

自家発電機は一般に**非常用として設置**したものであり、**通常のコンセント等**は自家発電機回路に**接続されていません**。

② メンテナンスが完全ではない …起動しない・突然の停止

自家発電機は停電時に自動的に起動するように設計されていますが、**メンテナンスが完全でない場合又は老朽化している場合等**は、起動しません。起動しても**突然停止し停電**する等の可能性があります。

③ 自家発電機が停止したら突然の停電になる

自家発電機が**停止した場合は突然の停電**となり、電源をバックアップできるものは無くなります。
（自家発電機の停止後も自動火災報知設備、電話交換機等は実際には蓄電池で2時間程度使用できると思われれますが、消火ポンプ、排煙装置等は使用できなくなります。）

④ 自家発電機の運転の前に必ず点検を！

自家発電機の使用に先立ち次の事項を点検してください。

○可燃物は置かれていませんか？

自家発電機室に可燃物が置かれている場合は必ず撤去してください。



自家発電機

自家発電機室

上に

○運転前・後に油量を確認！

運転前、運転後の油量を確認し、余裕をもって（少なくとも2時間程度の油量を残して）**給油を計画**してください。
（油タンクは自家発電機室内に設置されているものの外に地下に埋設されている場合、発電装置キャビネット内に收容されている場合もあります。）



油量を確認してください。

設置例

○油漏れないか？ 一度試運転を！

油の漏れ、機器の脱落ゆがみ等がある場合は手動停止としてください。可能であれば計画停電に先立ち自家発電機が**正常に稼動するか確認**してください。

⑤ 小型自家発電機の注意事項

自家発電機からの排気ガスには一酸化炭素などの有害物質が含まれていますので、**室内では使用しない**でください。



技術協力に係る相談窓口

各府省の官庁施設の管理者等に対する技術協力・支援に係る連絡窓口を、本局及び営繕事務所に設けていますので、お気軽にご連絡ください。
連絡先は、下記のとおりです。

県名	担当窓口
福岡県・佐賀県・長崎県	保全指導・監督室 室長補佐
熊本県・大分県	熊本営繕事務所 技術課長
宮崎県・鹿児島県	鹿児島営繕事務所 技術課長

事務局
九州地方整備局営繕部 調整課 保全企画係
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
TEL 092-476-3537
FAX 092-476-3486
Eメールアドレス tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp

保全指導・監督室 保全指導係 TEL 092-476-3539
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-355-6122
〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1
鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188
〒892-0816 鹿児島市山下町13-21